

2020年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様
滋賀県教育長 福永 忠克 様

滋賀県職員組合
執行委員長 杉本 高
滋賀県職員組合現業職員協議
会 長 佐山 本



滋賀県職員組合現業職員協議会 2020年度 賃金・労働条件改善要求書

貴職におかれましては、地方自治の発展と県民福祉向上へのご尽力に敬意を表します。
さて、県人事委員会は10月26日、今年度の一時金等に関する勧告を行いました。

私たちの賃金が事実上、人勸制度の制約を受けている中で、国、県の都合で抑制されることは断じて認められません。私たちが暮らしに不安を感じることなく、職務に専念できる賃金・労働条件を県当局が責任を持って改善されることが必要です。

貴職におかれまして、今年度の賃金確定にあたり、私たちの暮らし、厳しい職場の実態にしっかりと目を向けていただき、以下の通り、賃金・労働条件の改善を強く求めます。

1. 基本賃金の改善について

1. 現業職員の賃金・労働条件については、労使合意が大原則であることを確認するとともに、現行の給料表の考え方を堅持すること。
2. 現行の技能労務職給料表を行政職給料表(二)水準に移行しないこと。
3. 給与の総合的見直しによる削減を補う大幅な賃金改善を行うこと。
4. 技能労務職の賃金体系を一本化し、職種間格差を解消するとともに、到達等級を行政職5級水準に改善すること。
5. すべての職種に「技師」昇任の適用を行うとともに、2欄への移行は現行経験年数を見直し、昇任とともに1号上位格付けを行うこと。また、1欄から2欄への移行時に4号上位に格付けすること。特に、資格・免許のない技術員、業務員は速やかに改善すること。
6. 一時金の職務段階別加算制度を見直し、10%の適用年齢を改善すること。
7. 中途採用者の「前歴加算」の見直しと「年齢別初任給基準」を改善すること。
8. 現行給料表の号級延長をはかり、中高齢職員の賃金を改善すること。

2. 諸手当関係について

1. 年度途中の採用者については、退職金算定基礎に端数月数を加算すること。
2. 交替変則勤務に対する手当を新設すること。
3. 近年、記録的猛暑が続く中、ハウス内薬剤散布作業には熱中症等の危険を伴うことから、同作業に対する手当を新設すること。
4. 危険物取扱など、採用時の条件にない資格で行う業務について、特殊勤務手当を新設すること
5. 水防・雪寒対策については、命令を受けた時点から超過勤務手当の支給対象とすること。また、年末年始の勤務については、年末年始手当を支給すること。

6. 超過勤務手当縮減のための週休日の振替を強制しないこと。
7. 「自宅での待機」「電話当番」など、所定労働時間以外の「拘束」については、これを正當に評価し、オンコール手当の支給等、処遇の改善をはかること。

3. 業務体制の確立について

1. 技能労務職員の欠員・退職補充は、技術や知識の継承等の課題をふまえ、速やかに技能労務職員の正規採用を行い、特に以下の職種ごとに改善・対応を図ること。
 - ①畜産技術振興センター技術員について、複数名を正規職員で採用すること。
 - ②農業技術振興センター花・果樹研究部と栽培研究部技術員の補充を正規職員で行うこと。
 - ③農業技術振興センター茶業指導所の技術の継承を図るため、正規職員を採用すること。
 - ④農業大学の自動車運転技術員は継続配置すること。
 - ⑤ダム管理技術員は、継続配置すること。
 - ⑥道路管理技術員は一班3名体制を正規職員で補充すること。
 - ⑦福祉施設調理師の退職補充は正規職員で確保すること。また、短時間勤務の再任用職員の配置で不足する時間帯はパート職員等で補い、その時間単価を大幅に改善すること。
 - ⑧子ども家庭相談センター一時保護所には調理師を配置し、直営とすること。
 - ⑨特別支援学校、定時制高校の調理師を正規職員で確保すること。
 - ⑩職種にかかわらず、欠員が生じた時は正規職員で補充すること。
2. すべての職種の業務について、事務分掌を遵守すること。
3. 再任用制度について、技能労務職員は定年退職時の勤務職場での継続勤務を基本とし、賃金労働条件の大幅な改善を図ること。
4. 現業業務体制における職員配置定数の変更、確定については、職員組合との協議事項とし、協約を締結すること。

4. 人事異動について

1. 人事異動については「現地採用」の経緯を踏まえ、本人の希望を最大限尊重すること。
2. 組織の再編など、県の機構改変等による人事異動については、事前に職員組合と協議すること。

5. 公用車の更新等について

1. 公用車の装備選定にあたっては、職務担当職員の意見、希望を取り入れること。
2. 公用車および建設・農業作業車等の更新については、個別の状況に即して対応すること。

6. 職場環境の改善について

1. 貸与被服は作業性を考慮したものとし、材質等は職場の実態に合わせたものとする。
2. 職場の勤務実態を把握したうえで、夏季休暇の取得期間を拡大すること。
3. その他、現業職場からの改善要求については、誠実に対応すること。

7. その他

1. 政策研修センターにおける技能労務職員研修について、見直しを図ること。
2. 技能労務職への人事評価制度について、客観性、納得性の観点から検証するとともに、真に人材育成のための制度とすること。